

「花と緑のまち・浜松」推進市民協議会設置要綱

(目的)

第1条 「花と緑のまち・浜松」推進基本方針における目標である「心豊かなライフスタイルの創造」、「花と緑にあふれたまちづくりの推進」、「花と緑による地域経済の活性化」を実現することを目的とし、みどりに関係する市民が集い協議する場として「花と緑のまち・浜松」推進市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、市長が推薦する次の各号に掲げる者の代表者等により構成する。

- (1) 花のボランティア活動や市民活動団体の関係者
- (2) 花きの生産・流通・小売の関係者
- (3) 造園・園芸デザインの関係者
- (4) 観光コンベンションや商工業等の関係者
- (5) 緑のボランティア活動や市民活動団体の関係者
- (6) 緑の生産・流通・小売の関係者
- (7) 行政関係者

2 委員の任期は、1年とする。

(会長・副会長)

第3条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の推薦により、協議会の承認を得て定める。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるとき又は会長の欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 会議への出席については、原則として交通費や報酬を支弁しないものとする。
- 4 会議は、特定の事項を協議する場を設けることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、浜松市都市整備部緑政課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。